

広島県告示第百三十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第二号の規定によつて、次の加入区について、平成十七年広島県告示第百七十四号（漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十一年二月八日限り消滅した。

平成二十一年二月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

幸崎加入区及び三原加入区